



2026 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名	新光商事株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 小川 達哉 (コード番号 8141 東証プライム市場)
問 合 せ 先	常務取締役 一色 修志
電 話 番 号	(TEL. 03-6361-8111)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の 承認決議に関するお知らせ

当社は、2026 年9月7日付で当社が公表いたしました「臨時株主総会の開催並びに株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026 年9月7日付当社プレスリリース」といいます。))においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))に、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。))は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026 年 10 月 9 日から 2026 年 10 月 28 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 10 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。))について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。本株式併合の内容の詳細は 2026 年9月7日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式 7,894,651 株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

29,347,654 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

29,347,657 株

(注)「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が 2026 年6月 29 日に提出した第 73 期有価証券報告書に記載された 2026 年3月 31 日現在の当社の発行済株式総数(31,010,566 株)から、当社が 2026 年9月7日付の取締役会においてその消却を決議し、2026 年 10 月 30 日付で消却される予定の自己株式数(1,662,909 株)(2026 年8月 25 日現在当社が所有する自己株式 1,401,209 株、2026 年 10 月 30 日までに当社が無償取得する予定の当社の「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託Eロ)が所有する当社株式(259,900 株)及び譲渡制限付株式(1,800 株)の合計)を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a)会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 235 条第1項又は同条第2項において準用する同法第 234 条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、加賀電子株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果、生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、当社株式が 2026 年 10 月 29 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として実施されるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第 235 条第2項の準

用する同法第 234 条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格については、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2026 年 10 月 30 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様所有する当社株式の数に、公開買付価格と同額である 1,580 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

加賀電子株式会社

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しているところ、当社は、公開買付者が 2026 年5月 18 日に提出した公開買付届出書の添付書類として提出された、本銀行融資に係る 2026 年5月 15 日付融資証明書及びその後の訂正公開買付届出書の添付書類として提出された本銀行融資に係る融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。以上により、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 11 月中旬を目途に、会社法第 235 条第2項の準用する同法第 234 条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 12 月中旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2027 年3月下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の事務に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2026年9月7日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年11月2日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものです。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、定款第7条(自己株式の取得)を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株式についての権利)及び第12条(単元未満株式の売渡請求)を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。
- ④ 本株式併合の効力発生に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条(定時株主総会の基準日)及び定款第16条(電子提供措置等)を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

(1) 本臨時株主総会開催日	2026年10月9日(金)
(2) 整理銘柄指定日	2026年10月9日(金)(予定)
(3) 当社株式の最終売買日	2026年10月28日(水)(予定)
(4) 当社株式の上場廃止日	2026年10月29日(木)(予定)
(5) 本株式併合の効力発生日	2026年11月2日(月)(予定)

以 上